

改善計画書

平成 22 年 5 月 25 日
(社)岩手県建設業協会

I はじめに

3 月 23 日公正取引委員会から、多数の県内建設業者に対し排除措置命令を主な内容とする審決が出され、4 月 9 日には県から 6 か月の指名停止処分がなされました。

このような事態に至ったことについて、対象建設業者の多くを会員として擁する(社)岩手県建設業協会としては、重く受け止めております。

建設産業は技術の研鑽による良質な社会資本の整備のほか、雇用の場の提供、地域経済の活性化や災害対策などの地域貢献を通じ、地域の基幹産業として重要な役割と責務を負っております。

このような重要な役割と責務を負っているにもかかわらず、今般、このような事態に至ったことは、多くの県民と県当局並びに関係機関の皆様にも不信と疑念を抱かせる極めて重大な不祥事であり、深く反省するものであります。

建設業界(建設業協会)としては、関係法令の遵守・企業倫理の高揚に努め、企業・業界の在り方を抜本的に改善するとともに、県民の信頼を回復し、県民生活の安定向上と地域経済の発展に貢献できるよう、渾身の努力を重ねていくことを決意したものです。

このため、今後、以下に掲げる事項について鋭意取り組んでいくこととします。

II 建設業界（建設業協会）としての取組み

建設産業は、本県を代表する基幹産業であり、全県の雇用の 10%、生産額の 7% を占めており、このような重要な位置を占める産業は自ずと相応の社会的責任として、県民に対する「説明責任」を負うものです。

説明責任は、高い倫理意識のもと自主的自発的に遂行するのが基本であり、この考え方に沿って着実に進めるものとしますが、今回の事件の重大性に鑑み、開かれた業界を実現していくため、積極的に情報公開を進めるとともに、外部の意見を真摯に聞いていくこととします。

今回の事件を単に審決対象企業の問題と済ませるのではなく、業界全体の問題と捉えるとともに、これまでの経緯(建設業法違反、刑法上の談合事件)などを踏まえ、二度と繰り返さない強い決意の下、形式や前例にとらわれず、実効性のある取り組みを行います。

なお、取組の具体的な進め方については、平成 17 年 7 月協会に設置した建設業倫理向上対策特別委員会(別紙 1 以下「特別委員会」という。)が中心となって行います。

1 法令遵守・企業倫理の高揚

(1) 「建設業法・適正化法・独占禁止法遵守必携」並びに「(社)岩手県建設業協会事業活動に関する行動憲章」及び「建設業法等の遵守による公正なルールの確立および地域経済・社会の発展等への貢献に関する行動宣言」の改訂

これまでも法令順守のための必携、行動宣言等を作成・活用してきたにもかかわらず、事件の発生を未然に防止できなかったことを踏まえ、現行法令等に沿った最新の内容とするとともに、経営トップのほか営業・事務・施工現場の社員にとって、より使い勝手の良いものに改めます。

改訂・作成した必携・行動宣言については、全ての会員企業に配布し、協会 HP に掲載するとともに、各企業の社員教育のほか日常の業務に生かしていきます。

(2) ポスターの作成・掲示

新たに法令遵守のためのポスターを作成し、全ての社員の目に触れ法令遵守の意識が末端まで浸透するよう、本社・現場事務所に掲示します。

(3) 各地区における法令遵守に関する研修会の開催、各企業の社員教育の徹底

研修会は経営トップを対象とし、本部役員を対象とするもの及び 4 地区(盛岡、県南、沿岸、県北)の会員向けのを各 1 回以上開催します。

各企業の社員教育は、上記研修内容や必携等を活用して行うとともに、協会が必要に応じ社内研修講師の斡旋等を行います。

2 体質改善・外部監視機能の強化・情報公開の推進

法令遵守の実を挙げていくためには、業界の土壌・体質を改善していくことが必要であることから、外部の意見を伺うなどして体質改善を図って行きます。

業界の現状・課題・向かうべき方向性を明らかにしながら、持続的に意識改革・実践・検証等を繰り返し(循環)、改善・改革を推進して参ります。

(1) 協会本部・支部における討議

「必携」、「憲章」及び研修会のテーマなどをベースとして、具体的なテーマを設定して役員間・会員間で討議を行い、「気づき」や課題・改善点を浮き彫りにするとともに、レポートをまとめて各支部間で情報の共有を行うほか、有識者会議において報告し、改善改革に資していきます。

(2) 青年部・女性マネジングスタッフ協議会からの意見聴取

各組織の本部・支部において、テーマを設定の上討議を行い、結果をレポートにまとめ、特別委員会との意見交換などを行うとともに有識者会議に報告します。

(3) 外部監視機能の強化

体質改善を積極的に図っていくため、外部有識者(中小企業診断士、大学教授、公認会計士、弁護士など)から意見を伺います。

意見聴取は会議形式とし、業界(協会)の現状・課題・向かうべき方向や青年部・女性マネジングスタッフ協議会のレポートなどを説明・報告し、これについて有識者から意見を伺う流れで数回実施し、会議を公開します。

伺った意見等については報告書としてまとめ公表するとともに、業界の向かうべき方向に生かしていきます。

改善計画の実践的な事項を検討するため、特別委員会の下部組織としてワーキンググループを設置し、本部・支部での討議テーマ、業界の現状・課題・向かうべき方向や情報公開の内容などを取りまとめ、提示します。

(4) 情報公開の推進

他の類似団体、企業の情報公開(ディスクロージャー)の例なども参考として、情報公開の対象範囲(財務諸表・事業計画・事業報告など)や会議の公開(有識者会議など)、さらには各種行事等についての広報のあり方についての基準を定め、情報公開を進めて参ります。

併せて、各会員企業においても協会の例に倣い情報公開に取り組むことを促進します。

3 社会的責任・社会貢献

当業界としては、これまでも建設業ふれあい事業、子ども110番、道路・河川の清掃及び通学路の除雪などの社会貢献事業に取り組んできましたが、県民や発注者の信頼を回復するため、これまで以上に積極的に社会的責任・社会貢献の遂行に取り組んでいきます。

特にも、地域の大きな課題である雇用の確保に業界を挙げて取り組むとともに、岩手・宮城内陸地震の教訓を踏まえ、地域住民の生命・財産・暮らしを守るため、各支部・各企業の災害対応能力を高めていきます。

(1) 雇用の確保

雇用調整助成金などあらゆる手段を講じて、現在の従業員の雇用を守り、可能な限り新規学卒者等の受入れに努めます。

また、雇用調整の事態が発生した場合に、県の新規事業(県土づくり技術者育成事業)により再就職を支援するほか、支部ごとに離職者の受け入れに努めます。

(2) 災害対応能力の向上

地域の事情に詳しい地域建設業が災害において、迅速かつ的確に調査や応急・

復旧工事等に対応することができるよう、緊急時の事業継続計画(災害対応計画)策定事業(いわゆる BCP 策定事業)のモデル企業による計画策定を平成 22 年度の早い段階で済ませ、これを中心として支部ごとに会員企業の計画策定を推進します。

併せて年度内に広域計画の策定や、災害対応資源のデータベース化など情報共有システム構築の方策について研究して参ります。

4 過当競争等の是正

問題の背景には過当競争や公共事業への過度の依存などの問題があることから、長期的視点も勘案しながら、改善を図って参ります。

(1) 異分野進出、合併等支援のための、相談・支援機能の充実

経営支援センターの予算の確保、スタッフ(コーディネーター)の充実、事業の見直し、(財)いわて産業振興センターとの連携強化等により異分野進出・経営革新支援を一層効果的に推進します。

(2) 行き過ぎた低入札やダンピング受注をなくし、適正な利益を確保するための入札契約制度並びに、不適格業者を排除するための、建設業法上の許可制度及び建設工事請負資格審査の改革提案 など

制度の改革提案については、これまで実施してきた県に対する要望や建設業地域懇談会での意見などをさらに検討・見直した上で、有識者を交えた会議等においてさらに議論を煮詰め、県や県議会に提案します。

同時に、業界としても会員企業の新技術・新工法導入や人材の育成・確保などを積極的に促進・支援することにより、技術力・技能力の向上に努めて参ります。

5 会員企業等への周知徹底

改善計画書に定める取組みについては、イントラネットにより、掲示板へ掲載(専用のページを設ける)すると共に、各支部において会員企業への周知を図り、本部は各企業での取組進捗状況の把握に努めます。

6 取組のスケジュールについて

取組みのスケジュールは別紙 2 のとおりです。

スケジュールとしては、今後年度の前半(9月末)に全ての項目をひと通り実施するものとしますが、有識者会議の開催など複数回実施することにより時間を要するものについては年度内を目途に行うこととします。

Ⅲ 取組状況報告(4半期毎)

改善計画書に掲げる事項の取組み状況を 4 半期毎に県に報告します。